

令和 7（2025）年度広島県在住外国人コミュニティ活動支援補助金

申請要項

令和 7（2025）年 7 月 1 日

1 趣旨

広島県内在住の外国人が孤立化せずに安心して生活し、必要な生活情報を容易に入手できるようにするために、県内の在住外国人コミュニティ※に対し、在住外国人コミュニティの活動が活性化し、外国人コミュニティのネットワークが構築できる環境整備に必要な経費を対象に、外国人コミュニティ活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付します。補助金の交付を希望する者は、広島県在住外国人コミュニティ活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要項を参照した上で手続きを行ってください。

※在住外国人コミュニティ

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民基本台帳に記載されており、広島県内に居住又は通勤若しくは通学する外国人がその出身国・地域、居住地域に基づき日常生活を送る中で集う、一定の規模を有し、広島県内に団体の所在地を有する集団をいう。

2 補助金の内容

（1）補助対象者

県内の在住外国人コミュニティ

※ただし、次に掲げるアからエまでの要件を満たさなければなりません。

ア 専ら営利を目的としていないこと。

イ 特定の政治活動を行っていないこと。

ウ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的としていないこと。

エ 公の秩序又は善良の風俗を害する活動を行っていないこと。

（2）補助対象事業

令和 7（2025）年 4 月 1 日以降に新たに着手する次に掲げる事業のうち、県内在住外国人が必要な生活情報を容易に入手できるようにするとともに、外国人や地域のネットワークの構築に資するものとして知事が認めるものとします。

ア 県内在住外国人が日常生活を営むために必要な情報提供等を行う事業

イ 県内在住外国人が日本や広島県の文化・慣習・ルール等を学習・体験し、その理解につながる事業

ウ 県内在住外国人が地域社会に積極的に参画することにつながる事業

エ 県内在住外国人の出身国・地域の文化・スポーツ等を活かし、地域の日本人も参加・交流が可能な事業

オ 外国人コミュニティの活動地域以外の在住外国人も参加し、在住外国人同士のネットワークの拡大が見込める広域的な事業

※ただし、次のいずれかに当てはまる事業は、補助対象外です。

- ・ 営利を目的とするもの

- ・ 特定の宗教の布教を目的とするもの
- ・ 特定又は不特定の者に資金の供与又は貸与を目的とするもの
- ・ 事業実施による効果が特定の個人又は少数の者にしか及ばないもの
- ・ 当該事業に対し、県から他の補助金等の交付を受けているもの
- ・ 補助対象者が既に実施している事業の財源の組替えや参加者負担等の軽減を主とするもの

※新たに着手する事業（新規事業）が補助の対象であり、今までの活動との変更点が無い事業は対象外です（毎年実施している事業は対象外）。ただし、参加対象範囲を広げる事業等は対象となることもありますので、広島県国際課に相談してください。

（３）補助対象経費

経費区分	例	備考
報償費	・ 講師やイベントステージ出演者等への謝金	
旅 費	・ 講師やイベントステージ出演者等の旅費 ・ 事業実施に必須となる団体等の構成員の旅費	【対象外のもの】 ・ 団体等の構成員の通常業務に係る旅費 ・ 海外への渡航費及び滞在費等 ・ 海外からの渡航費及び滞在費等
印 刷 製本費	・ 事業広報ポスター、参加者募集チラシの印刷代、コピー代等	
消耗品費	・ 事務用品（コピー用紙、文房具等） ・ 料理教室等イベントの材料代	
食糧費	・ お茶、コーヒー、ジュース等の飲み物、菓子等	【対象外のもの】 ・ 料理、弁当、アルコール飲料等
通信 運搬費	・ 郵送料（切手、はがき等） ・ 運搬料（事業実施に伴う物品の運賃）	
広告料	・ インターネット上での広告料	
使用料及び賃借料	・ 会場、会議室等の借上料 ・ バス、タクシーの借上料 ・ 高速道路通行料等	
委託料	・ 事業実施に際して、必要な専門家へ業務委託等	
その他	・ その他知事が必要と認めるもの	【対象外のもの】 ・ スタッフ等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、補助対象者の運営に要する経費 ・ 補助金、負担金

※経費の区分や補助対象の適否で迷う場合は、県国際課に確認してください。

※領収書がない等使途が不明な経費は補助対象となりません

(4) 補助金の補助率・補助限度額及び対象期間について

ア 補助率・補助限度額

補 助 率：補助対象となる経費の 10/10

補助限度額：1 事業あたり 50 万円

イ 補助金の対象期間

令和 7（2025）年 4 月 1 日～令和 8（2026）年 3 月 31 日に実施した活動

※この間の支出のみ補助対象とすることができます

※当該期間の活動あれば、交付決定以前の当該年度の 4 月 1 日から着手している事業についても交付の対象とします。

3 申請方法

(1) 提出書類

必須	1	補助金交付申請書（別記様式第 1 号）
	2	事業計画書（別記様式第 2 号）及び別紙
	3	収支予算書（別記様式第 3 号）
	4	団体調書（別記様式第 4 号）
適宜	5	その他団体等の概要が分かる書類（団体の規約、定款等の写し、役員名簿等）

※事業内容を確認するため、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法及び提出期限

随時受付中（申請額が予算上限に達した場合は、その時点で申請の受付を締め切ります。）

E-mail で提出	メールアドレス：chikokusai@pref.hiroshima.lg.jp ※メールの題名は「令和 7 年度広島県在住外国人コミュニティ活動支援補助金交付申請について」としてください。 ※メール本文に、団体名、担当者名、連絡先等を記載してください。
郵送又は持参	〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52 広島県庁南館 2 階 広島県地域政策局国際課（担当：野田）

4 交付決定

(1) 決定方法

書類審査と必要に応じてヒアリングを行い、適当と認める場合に、補助事業を決定します。

※交付条件に該当しないなどの理由により申請書を提出しても採択されないことがあります。

(2) 交付決定時期

随時

(3) 交付決定通知

補助事業として採択された場合は、県より通知を行います。なお、採択及び交付にあたっては条件を付けることがあります。

5 実績報告

(1) 提出書類

- ア 事業実績報告書（別記様式第 12 号）
- イ 事業実績概要（別記様式第 13 号）
- ウ 収支精算書（別記様式第 14 号）
- エ 収支精算書の明細表（別記様式第 15 号）
- オ 領収書等支出の根拠となる書類
- カ 活動内容がわかる資料（活動の内容が分かる写真、パンフレットやチラシ等）

(2) 提出方法及び提出期限

次の方法により、「活動が完了した日から 30 日以内」又は「令和 8（2026）年 4 月 20 日」のいずれか早い日までに、提出してください。

E-mail で提出	メールアドレス：chikokusai@pref.hiroshima.lg.jp ※メールの題名は「令和 7 年度広島県在住外国人コミュニティ活動支援補助金完了報告について」としてください。 ※メール本文に、団体名、担当者名、連絡先等を記載してください。
郵送又は持参	〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52 広島県庁南館 2 階 広島県地域政策局国際課（担当：野田）

※期限までに提出されない場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(3) 額の確定及び精算

事業完了報告書の内容を審査したうえで補助金交付額を確定し、申請者に通知します。なお、概算払を受けた場合は、補助金の精算を行います。

確定額が交付決定額を下回り、超過交付となっている団体等は、広島県が指定する日までに超過交付額を返還してください。

6 補助金の請求及び支払

(1) 精算払

事業実績報告書が適正と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定を受けた申請者に通知します。通知を受けた申請者は、「補助金交付請求書」（別記様式第 16 号）及び振込先の銀行名、支店名、口座番号、口座名義人がわかる資料（通帳の該当ページのコピー）を提出してください。適正な請求書を受理した後、補助金を交付します。

(2) 概算払

交付決定を受けた申請者は、補助事業の完了前に、その一部または全額を概算払により受けることもできます。補助金の概算払を受ける場合は、次の書類を提出してください。

- ア 補助金概算払請求書（別記様式第 11 号）

イ 振込先の銀行名、支店名、口座番号、口座名義人がわかる資料（通帳の該当ページのコピー）

※補助金の額の確定後、概算払により交付した補助金の額に残額が生じた場合は、広島県に返還する必要があることに留意してください。

7 その他留意事項

（１）補助対象経費について

領収書のコピー等の支出証拠書類の提出のあったものの内、事業内容、対象経費区分に基づき、広島県知事が適正な支出と認めたものについてのみ、補助対象とします。

（２）申請書類等の取扱い

ア 提出された書類・電子データは返却しません。

イ 提出された書類等は必要に応じて複写を行うことがあります。

ウ 本事業に関わり提出された書類等は、原則として、広島県情報公開条例に基づき、広島県に対して行われる情報公開請求の対象文書となり得るので、あらかじめ御了承ください。

（３）補助事業の変更・中止・廃止等

次のような場合、別途書類の提出が必要となりますので、事前に県に相談してください。

ア 補助事業の内容及び経費を変更（軽微な変更※を除く）しようとする場合

イ 災害等諸事情により、補助事業を中止又は廃止しようとする場合

ウ 補助事業が会計年度末までに完了する見込みがなくなった場合、又はその遂行が困難となった場合

※軽微な変更とは

ア 当初の目的達成に支障のない細部について変更を行う場合

イ 補助金交付決定額について、20 パーセント以内の減額を行う場合

（４）事業終了後のフォローアップ

本事業の成果・効果を検証するため、事業終了後も、取組の実績等について、広島県が問い合わせを行うことがありますのでご協力ください。